

令和3年那審第18号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士
補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官甲斐繁利出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年6月12日23時24分半僅か前
沖縄県鳥島南方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A
総 ト ン 数 9.1トン
登 録 長 11.99メートル
機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 367キロワット

3 事実の経過

(1) 設備等

Aは、昭和62年7月に進水した、一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、船体中央部に操舵室を配し、同室前部に操舵及び機関操縦の各装置、レーダー、GPSプロッター、簡易型船舶自動識別装置、魚群探知機等を装備し、操舵室後部にベッドを設置していた。

(2) a 受審人の経歴等

a 受審人は、（一部省略）鹿児島県奄美大島、沖縄県宮古島、同県渡名喜島、鳥島等の各付近水域の漁場で操業していた。

(3) 鳥島及び同島付近水域

鳥島は、沖縄県久米島北方沖合約12海里の東シナ海に浮かぶ大小2つの岩礁からなる、さんご礁が隆起した無人島で、周囲に浅礁が拡延するほか、在日アメリカ合衆国軍（以下「在日米軍」という。）による鳥島射爆撃場が鳥島付近水域に設定されていた。

鳥島射爆撃場の水域は、北緯26度35分44.3秒、東経126度49分59.2秒の地点を中心とする半径3海里の円内区域で、在日米軍との事前同意がない限り、毎日06時00分から24時00分までの間、操業及び立入りが禁止されており、第十一管区海上保安本部ホームページから入手できる海の安全情報に、その詳細が示されていた。

(4) 本件発生に至る経緯

Aは、a 受審人が1人で乗り組み、底魚を対象とする操業の目的で、船首0.8メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和3年6月11日10時00分沖縄県宜野湾漁港を発し、渡名喜島北方沖合の漁場を経由する予定で、鳥島南方沖合約5海里の漁場に向か

った。

ところで、a 受審人は、GPSプロッター及び魚群探知機に当たるなどして鳥島周囲に浅礁が拡張することも、所属する漁業協同組合の知らせから鳥島射爆撃場が設定されていることも、それぞれ承知していたが、同射爆撃場の状況を同組合に問い合わせ確認したり、第十一管区海上保安本部ホームページによる海の安全情報を入力したりしていなかったため、その詳細までは把握していなかった。

また、a 受審人は、平素、操業中に休息をとる際、レーダーの接近警報を全周に適宜設定し、操舵室後部のベッドからレーダーやGPSプロッターを活用して周囲及び自船の各状況を把握しながら見張りを行っていた。

a 受審人は、いずれも3海里レンジの表示としたレーダー及びGPSプロッターを作動させて操船に当たり、渡名喜島北方沖合の漁場を経て、翌12日05時30分鳥島南方沖合に到着して魚群探知機を作動させ、同プロッターの表示画面を1海里レンジに切り替え、06時00分同沖合の漁場で操業を再開し、07時17分僅か前仲里港北防波堤灯台（以下「仲里灯台」という。）から351度（真方位、以下同じ。）13.0海里の地点で、鳥島射爆撃場に入域した。

a 受審人は、その後、航行中の動力船の法定灯火を表示するほか、黄色回転灯1個を点灯し、鳥島射爆撃場を出域しないまま圧流されては潮上りを繰り返しながら操業を続けたのち、21時20分鳥島東方沖合約1.4海里の漁場に圧流されたところ、操業による疲れを感じたので、操業を中断して同漁場を発進し、同島南方沖合に移動した。

21時54分僅か過ぎa 受審人は、鳥島南方沖合の浅礁まで約

1,000メートルにあたる、仲里灯台から000.5度13.6海里の地点に至り、南寄りの風浪を認め、漂泊を開始するとき、風下に圧流されるおそれがあったが、操業中に自船が東方向に圧流されていたので、鳥島に寄ることはないと思い、平素どおりレーダーやGPSプロッターを活用して周囲及び自船の各状況を把握するなど、見張りを適切に維持することなく、船首を南南西方に向け、機関を中立運転としてレーダーの接近警報を設定しないまま漂泊を開始し、操舵室後部のベッドで休息をとった。

こうして、a受審人は、折からの南寄りの風浪により鳥島南方沖合の浅礁に向かって0.4ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で圧流される状況になったものの、見張りを適切に維持していなかったため、この状況に気付かず、23時24分半僅か前仲里灯台から001度14.3海里の地点において、Aは、船首を180度に向けて同浅礁に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力2の南風が吹き、視界は良好であった。

a受審人は、船底に衝撃を感じ、GPSプロッターで鳥島南方沖合の浅礁に乗り揚げたことを知り、船首部から錨を投じて船固めを試みたものの、効なく、同島に向かって圧流が続き、僚船に船舶電話で救助を要請し、同船が海上保安庁に通報して巡視艇に救助された。

乗揚の結果、船体が鳥島南岸に打ち付けられて大破し、引き付けられないまま廃船処理された。

（原因の考察）

本件は、夜間、鳥島南方沖合において、漂泊する際、見張りを適切に維持していれば、発生を回避することができたと認められる。

したがって、a受審人が、平素どおりレーダーやGPSプロッターを活用して周囲及び自船の各状況を把握するなど、見張りを適切に維持することなく漂泊を続けたことは、本件発生の原因となる。

なお、a受審人が、操業中、鳥島射爆撃場に入域し、同射爆撃場を出域しないまま操業を続けたことは、事実の経過で示したとおり、本件発生に至る過程で生じた事実であるが、本件は、夜間、同人が漂泊中に休息をとるなか発生したものであり、相当な因果関係があるとは認められない。

しかしながら、鳥島射爆撃場は、在日米軍による訓練及び運用が行われていることから、禁止時間帯に入域することのないよう、発航に先立ち、目的の漁場付近水域の水路状況について、第十一管区海上保安本部ホームページによる海の安全情報を入手して把握したうえで、安全な操業計画を立案すべきである。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、鳥島南方沖合において、漂泊する際、見張りの維持が不適切で、南寄りの風浪により同沖合の浅礁に向かって圧流されたことによって発生したものである。

a受審人は、夜間、鳥島南方沖合において、南寄りの風浪を認め、漂泊を開始する場合、風下に圧流されるおそれがあったのだから、周囲の浅礁等に乗り揚げることのないよう、平素どおりレーダーやGPSプロッターを活用して周囲及び自船の各状況を把握するなど、見張りを適切に維持すべき注意義務があった。しかし、同人は、操業中に自船が東方向に圧流されていたので、鳥島に寄ることはないと思い、見張りを適切に維持しなかった職務上の過失により、南寄りの風浪により鳥島南方沖合の浅礁に向かって圧流される状況に気付かないまま漂泊を続けて同浅

礁に乗り揚げる事態を招き、船体が鳥島南岸に打ち付けられて大破し、のち廃船するに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 4 年 6 月 1 6 日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 永 木 俊 文